

横須賀市報

第1869号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇児童福祉審議会条例等中一部改正……………	15191
◇横須賀市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正……………	”
規 則	
◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則等中一部改正……………	”
告 示	
◇農業委員会委員の退職について……………	15192
◇農業委員会委員の退職について……………	”
◇農業委員会委員の選任について……………	”
◇教育委員会教育長の再任について……………	”
◇個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について中一部改正……………	”
◇浦賀コミュニティセンターの一部の供用の再開について……………	”
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について……………	”
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15193
公 告	
◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について……………	”
◇固定資産税・都市計画税の納期限変更通知書の公示送達……………	”
◇債権差押調書の公示送達……………	”
◇配当計算書の公示送達……………	”
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	”
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達……………	”
◇建築協定の変更認可について……………	”
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	15194
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	”
正 誤	

条 例

児童福祉審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年8月10日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第30号

児童福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(児童福祉審議会条例の一部改正)

第1条 児童福祉審議会条例(平成17年横須賀市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(保育園条例の一部改正)

第2条 保育園条例(昭和26年横須賀市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第14条第5項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第3条 認定こども園の要件を定める条例(平成30年横須賀市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文

部科学大臣」に改める。

(こども園条例の一部改正)

第4条 こども園条例(令和3年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(福祉援護センター条例の一部改正)

第5条 福祉援護センター条例(平成23年横須賀市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表備考に関する部分中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

(重度障害者等福祉手当条例の一部改正)

第6条 重度障害者等福祉手当条例(昭和44年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(市営住宅条例の一部改正)

第7条 市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年8月10日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第31号

横須賀市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成17年横須賀市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第51号

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月10日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則等

の一部を改正する規則

(横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年横須賀市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条の表法別表第2の116の項の項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 こども園条例施行規則(令和3年横須賀市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(子ども・子育て支援法施行取扱規則の一部改正)

第3条 子ども・子育て支援法施行取扱規則(平成27年横須賀市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則の一部改正)

第4条 保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則(平成26年横須賀市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項」を「第19条」に改める。
(教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の一部改正)

第5条 教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則(平成27年横須賀市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第8条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(身体障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第6条 身体障害者福祉法施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(知的障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第7条 知的障害者福祉法施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(市営住宅条例施行規則の一部改正)

第8条 市営住宅条例施行規則(平成10年横須賀市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第165号 (令和5年7月26日) 掲 示 済

本市農業委員会委員椛山弘は、令和5年3月7日退職しました。

令和5年7月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第166号 (令和5年7月26日) 掲 示 済

本市農業委員会委員秋本晴男、田丸定雄及び嘉山祥一は、令和5年7月14日任期満了により退職しました。

令和5年7月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第167号 (令和5年7月26日) 掲 示 済

本市議会の同意を得て、令和5年7月15日本市農業委員会委員に次の者を選任しました。

令和5年7月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市浦賀6丁目31番2号

長 島 次 郎

横須賀市浦賀6丁目31番1号

角 井 君 江

横須賀市栗田2丁目24番17号

小 川 郁 生

横須賀市長井2丁目13番27号

沼 田 信 人

横須賀市津久井5丁目19番7号

小 林 誠

横須賀市林2丁目12番8号

岩 澤 健 和

横須賀市長浦町3丁目91番地4

藤 本 初 江

横須賀市芦名1丁目12番7号

高 橋 良 幸

横須賀市告示第168号 (令和5年8月2日) 掲 示 済

本市議会の同意を得て、令和5年8月1日本市教育委員会教育長に次の者を再任しました。

令和5年8月2日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市小川町27番地1NICハイム602

新 倉 聡

横須賀市告示第169号

平成21年横須賀市告示第127号(個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について)の一部を次のように改正します。

令和5年8月10日

横須賀市長 上 地 克 明

条例第12条の3第1号アに掲げる寄附金の部第1項の表に次のように加える。

公立大学法人 神奈川県立保 健福祉大学 (横須賀市平 成町一丁目10 番地1)	左に掲げる者に対する寄附金で地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第1号又は第3号から第6号までに掲げる業務に充てられるもの(横須賀市の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。)	令和5年1月1日から
--	---	------------

横須賀市告示第170号

浦賀コミュニティセンターは、令和5年8月14日から集会室の供用を再開します。

令和5年8月10日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第171号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和5年8月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 形質変更時要届出区域
横須賀市汐見台2丁目9番34の一部及び9番76
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

横須賀市告示第172号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年8月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年8月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延長
84	旧	田浦町3丁目4番の7地先から 田浦町3丁目5番の5地先まで		メートル 0.9	メートル 13.0
	新	田浦町3丁目4番の1地先から 田浦町3丁目5番の5地先まで		0.9	1.6
4,870	旧	浦郷町3丁目48番の1地先から 浦郷町3丁目48番の5地先まで		5.5～8.1	19.7
	新	浦郷町3丁目54番の13地先から 浦郷町3丁目48番の5地先まで		5.5～8.1	19.7

公 告

横須賀市公告第157号 (令和5年7月26日 掲示済)

令和5年横須賀市公告第105号による公売に係る公売財産(不動産)の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第106条第2項の規定の例により公告します。

令和5年7月26日

横須賀市長 上地 克明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第158号 (令和5年7月28日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月28日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	備考
令和5年度	固定資産税 都市計画税	第3期分及び第4期分の納期限は、令和5年8月7日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第159号 (令和5年7月28日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書原本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月28日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第160号 (令和5年7月28日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書原本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月28日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第161号 (令和5年7月28日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月28日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	備考
令和5年度	市民税 県民税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第162号 (令和5年8月1日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月1日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	期別	発付年月日
令和4年度	市民税 県民税 (普通徴収)	第1期分	令和5年7月7日
		第2期分	令和5年7月7日
		第3期分	令和5年7月7日
		第4期分	令和5年7月7日
	固定資産税 都市計画税	第4期分	令和5年7月7日

(別紙略)

横須賀市公告第163号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第74条第2項において

準用する同法第73条第1項の規定により、湘南国際村（横須賀市地区）建築協定の変更を認可したので、同法第74条第2項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

この協定書は、横須賀市都市部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和5年8月10日

横須賀市長 上 地 克 明

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第37号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年8月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
639	神奈川水道	田 中 健 一	茅ヶ崎市浜見平15番34-133号 オハナ茅ヶ崎ガーデンア	令和5年 7月24日	令和10年 7月23日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第9号 (令和5年8月1日 掲 示 済)

令和5年第9回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年8月1日

横須賀市農業委員会

会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和5年8月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 非農地証明申請について
 - (5) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
 - (6) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (7) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

正 誤

令和5年5月10日付け横須賀市報第1863号 15144 ページ横須賀市農業委員会告示第5号中「横須賀市農業委員会告示第5号」は「横須賀市農業委員会告示第6号」の誤り